

EBPM推進委員会構成員について

令和3年10月27日
EBPM推進委員会会長決定

「EBPM推進委員会の開催について」（令和3年10月25日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定）第2項に規定する「会長の指定する職にある各府省庁のEBPM統括責任者」として、下記に掲げる職を指定する。

記

- 人事院事務総局審議官
- 内閣府大臣官房政策立案総括審議官
- 宮内庁長官官房審議官
- 公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官
- 警察庁長官官房政策立案総括審議官
- 個人情報保護委員会事務局次長
- カジノ管理委員会事務局次長
- 金融庁総合政策局政策立案総括審議官
- 消費者庁政策立案総括審議官
- 復興庁審議官
- 総務省大臣官房政策立案総括審議官
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官
- 外務省大臣官房政策立案参事官
- 財務省大臣官房政策立案総括審議官
- 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
- 厚生労働省政策統括官政策立案総括審議官
- 農林水産省大臣官房政策立案総括審議官
- 経済産業省大臣官房総括審議官
- 国土交通省大臣官房政策立案総括審議官
- 環境省大臣官房政策立案総括審議官
- 原子力規制委員会原子力規制庁次長
- 防衛省大臣官房政策立案総括審議官

以上